

AEL 認証審査手数料規程(例)

(認証審査手数料)

第1条 本規程の目的は、〔認証機関名〕の養殖エコラベル(以下、「AEL」という。)の認証審査に関する業務における認証審査および臨時審査を実施する場合は、別表1に定める認証審査手数料を徴収するものとする。

(関連手数料)

第2条 〔認証機関名〕は、認証証書に係わる必要な手数料を徴収できるものとする。

(その他の費用)

第3条 〔認証機関名〕は、審査以外で申請者から書類の要請があった場合は必要な手数料を徴集するものとする。

第4条 〔認証機関名〕の代表は、審査規模により上記手数料を増減額等の配慮をすることができる。

別表1 認証審査手数料:下記 ①、②、③に消費税を加え、①を合計した額

- | | |
|---------|--|
| ① 着手料 : | 円 |
| ② 人件費 : | 審査員一日当たり経費 x 日数 |
| | 主審査員 円 |
| | 審査員A 円。専門家も同様とする。 |
| | 審査員B 円。 |
| ③直接経費 | |
| 旅費 : | <u>〔認証機関名〕</u> の旅費規程による。 |
| 交通費 : | 実費を基礎とする。但し、自家用車を利用した場合は1キロメートル当たり 円で算出する。 |
| 消耗品等: | 実費 |
| ③ 諸経費 : | 人件費の % |

別表2 関連手数料:認証証書発行に係わる必要な手数料、その他の経費を徴収できるものとする。

別表3 その他の費用

財務諸表等の電磁的記録を電磁適法により提供するよう請求があった場合には下記に従い交付手数料を徴収する。

附則

- この規程は 年 月 日から適用する。